

推薦書をユネスコに提出

「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」



推薦資産の毛越寺庭園

世界遺産条約関係省庁連絡会議(構成：外務省、文化庁、環境省、林野庁、水産庁、国土交通省)が1月18日、外務省で開かれ、「平泉の文化遺産」の推薦書を政府としてユネスコに提出することが正式に決定しました。これを受けてフランス・パリのユネスコ日本政府代表部は、関係書類一式をユネスコ世界遺産センターに提出。「平泉の文化遺産」の世界遺産登録再チャレンジに向けた推薦書は無事受理されました。

今年夏から秋ごろに予定されているイコモスの現地調査を経て、23年の世界遺産委員会で登録の可否が決まります。

推薦書の概要

国際専門家のアドバイスと推薦書作成委員会での審議の結果、「文化的景観」の適用を取り下げました。特に「仏国土(浄土)」との関連性が証明可能で、「まるとまりのある小空間」にある6つの資産で推薦されています。

資産の正式名称

平泉 仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群

遺産の種別

文化遺産(記念工作物・遺跡)
今回推薦されたのは中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山、柳之御所遺跡の6資産。資産面積は計187・0ヘクタール。緩衝地帯は5998・0ヘクタールです。

◎町長のコメント

このたび「平泉の文化遺産」世界遺産登録推薦書が、ユネスコ日本政府代表部により世界遺

産センターへ提出され、無事受理されました。推薦書再作成とその提出は、登録再チャレンジにおける最大の課題でした。これが滞ることなく実現されたことを町民の皆さんとともに喜ぶたいと思います。

推薦書の改訂と再作成に当たっては、おととしの夏から多くの専門家の協力を得て進めてきました。外務省や文化庁をはじめとする関係機関の一丸となった取り組みに感謝しています。再推薦に当たり、追加登録とせざるを得なかった資産のためにも、今度こそは確実に登録に持ち込みたいと思っています。

今年夏ごろに予定されているイコモスの現地調査など、越えるべきハードルがまだまだあります。今後も気を引き締めて取り組んでいきますので、町民の皆さんには、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

推薦書本文の概要

(1) 価値の証明

① 顕著な普遍的価値の言明

平泉は、12世紀の日本において、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された政治・行政上の拠点である。それは精神的支柱を成した寺院や、政治行政上の中核を成した居館などから成り、宗教を主軸とする独特の支配の形態として生み出された。

特に、仏堂・浄土庭園をはじめとする一群の構成資産は、仏国土(浄土)の空間的な表現を目的として創造された独特の事例である。それは、仏教とともに受容した伽藍造営・作庭の理念、意匠・技術が、日本固有のものへと昇華したことを示している。

平泉の一群の構成資産は、仏教の伝来・普及に伴い、寺院における建築・庭園の発展に重要な影響を与えた価値観の交流を示し、地上に現存するもののみならず、地下に遺存する考古学的遺跡も含め人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。

さらに、そのような建築・庭園を創造する源泉となった浄土思想は、今日における平泉の宗教儀礼や民俗芸能にも確実に継承されている。

以上の理由により「平泉 仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」は顕著な普遍的価値を持つ。

② 評価基準への適用

A) 評価基準()

平泉の仏堂・浄土庭園群および考古学的遺跡群は、現

世における仏国土(浄土)の空間的表現を目指して創造された顕著な事例である。それらは、伽藍造営や作庭などの理念・意匠・技術の伝播の過程を証明している。

I) 評価基準()

平泉の構成資産の中でも仏堂および一群の庭園は優秀な芸術作品であり、それらの考古学的遺跡をも含め、世界史上、他の仏教圏では類例を見ることのできない建築・庭園の顕著な事例である。

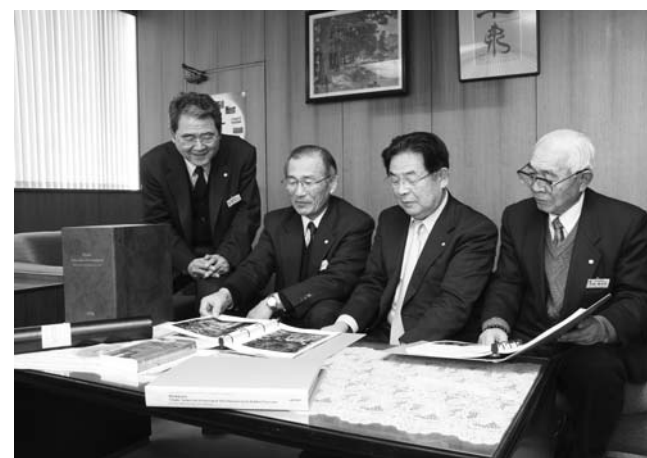
ウ) 評価基準()

平泉が造営される過程で重要な意義を担った日本の仏教、その中でも浄土思想は、建築・庭園群などの理念、意匠・形態へと直接的に反映した。それらは宗教儀礼や民俗芸能等の無形の諸要素として、今日においてもなお確実に継承されている。

③ 比較研究

国内外の同種遺産との比較研究を行った結果、平泉の一群の建築・庭園および考古学的遺跡群は、インドから中国や朝鮮半島を経て日本へと及んだ仏堂建築および作庭の発展に影響を与えた重要な価値観の交流を表すだけでなく、同分野における歴史の重要な段階を示す他に類例を見ない傑出した類型である。

の気候の制約に基づき、各時代の技術を駆使して行うものであり、金色堂の真実性は担保されている。(前回イコモスから、中尊寺金色堂を覆うコンクリート製の覆堂が、景観上の真実性を弱めていると指摘されたことを受けたもの)



ユネスコ世界遺産センターに提出された「平泉の文化遺産」の正式版推薦書(レプリカ)を確認する町長ら

(3) 保全状況と資産に与える影響

開発からの圧力、自然的環境変化、自然災害対策、資産の公開に伴う保護措置等については、修理や整備事業の実施、関係法令により適切に管理されている。

(4) 保護・保存管理

資産と緩衝地帯については、法令などにに基づき保護・保全措置が取られている。

(5) その他

包括的保存管理計画については、資産との関連性を示す指標の設置など、平成20年のイコモス評価書と第32回世界遺産委員会の決議文に示された指摘などに留意し、改定した。